

令和3年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受理の通知について

令和3年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(下記の表参照)から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。

(参考)

「法廷代理受領」の通知の法的位置づけ

○子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。

○「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、この度、実績をご報告するものです。(あくまで、実績をご報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)

【各月毎の年齢別の公定価格の額】

1号	満3歳	3歳	4歳以上
4月	134,470円	86,160円	70,130円
5月	134,470円	86,160円	70,130円
6月	134,470円	86,160円	70,130円
7月	134,470円	86,160円	70,130円
8月	134,470円	86,160円	70,130円
9月	134,470円	86,160円	70,130円
10月	134,470円	86,160円	70,130円
11月	134,470円	86,160円	70,130円
12月	126,550円	78,240円	62,210円
1月	126,550円	78,240円	62,210円
2月	126,550円	78,240円	62,210円
3月	126,550円	78,240円	61,210円

※注 上記は月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額です。月途中に入退所した子どもについては在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出します。